

令和4年度

第 1 回

岩手県私立学校審議会資料

日 時 令和4年6月1日（水） 午後1時30分

場 所 エスポワールいわて 1階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

次 第

1 開 会

2 出席者（定足数）の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 諮問事項（2件）

ア 学校法人寄附行為認可について 議案第1号
学校法人北日本カレッジ（盛岡市）

イ 専修学校の設置者変更認可について 議案第2号
北日本ヘア・スタイリストカレッジ（盛岡市）
北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ（盛岡市）
北日本医療福祉専門学校（盛岡市）

(3) 報告事項（2件）

ア 令和3年度第4回私立学校審議会における諮問事項について

イ 高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の収容定員に係る学則変更の取扱いについて

(4) その他

5 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

令和4年6月1日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	専修大学北上福祉教育専門学校長	六本木 郁 子	
2	前盛岡スコーレ高等学校長	及 川 求	
3	弁護士	須 山 通 治	
4	税理士	西 川 温 子	
5	水道橋くるみ幼稚園長	小 山 映 子	
6	学校法人岩手橋学園理事長	鷹 觜 文 昭	
7	元岩手県教育長	菅 野 洋 樹	
8	仙北町幼稚園長	根 内 純	
9	岩手大学教育学部准教授	室 井 麗 子	
10	岩手県立大学社会福祉学部教授	高 橋 聡	

(敬称略 議席番号順)

学校法人の寄附行為認可について

申請の概要

項 目	内 容	
名 称	学校法人北日本カレッジ	
事務所の所在地	岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目5番15号	
目 的	教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。	
設置する学校	北日本ヘア・スタイリストカレッジ 北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ 北日本医療福祉専門学校	
設立の趣旨	私立学校としてより適切な法人組織のもとに専門学校としての職業教育を展開し県民の要請に応えるため	
設立決議年月日	令和4年1月20日	
設立代表者	奈良憲光	
役 員 理事5人 監事2人	職 名	氏 名
	理 事	奈良憲光
		菊池 浩
		室田 義男
		吉田 吉明
		盛田 忠臣
	監 事	前田 則夫
		酒井 長治
財 産 の 状 況	1 資産総額	1,687,766,944 円
	(1) 基本財産	1,446,773,377 円
	ア 校地	(658,317,100 円)
	イ 校舎	(781,506,913 円)
	ウ 校具、教具、図書	(6,949,364 円)
	(2) 運用財産	205,716,507 円
	(3) 特定資産、固定資産	35,277,060 円
	2 負債	737,272,219 円
	3 正味財産	950,494,725 円
摘 要	設置する学校については、現設置者である一般財団法人北日本カレッジから移管されるものである。	

専修学校の設置者変更認可について

申請の概要

項 目	内 容
学 校 名	1 北日本ヘア・スタイリストカレッジ 2 北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ 3 北日本医療福祉専門学校
位 置	盛岡市盛岡駅西通二丁目5番15号
旧 設 置 者	一般財団法人 北日本カレッジ
新 設 置 者	学校法人 北日本カレッジ
変 更 の 事 由	教育施設として、教育の質の向上、運営の透明性及び経営の安定化を確保するとともに、学生の職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図るために、一般財団法人から改め、新たに学校法人を設立しようとするもの。
変 更 の 時 期	令和4年7月1日

令和4年度

第 1 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 令和4年6月1日(水) 午後1時30分

場 所 エスポワールいわて 1階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

報告事項1

令和3年度第4回私立学校審議会における諮問事項について

- 1 各種学校の設置認可について
Harrow International School Appi, Japan (八幡平市) 令和4年3月24日付認可
- 2 学校法人寄附行為認可について
学校法人H.A International School (八幡平市) 令和4年3月24日付認可
- 3 学校の廃止認可について
 - (1) 盛岡大学附属厨川幼稚園 (盛岡市) 令和4年3月31日付認可
 - (2) 盛岡大学附属松園幼稚園 (盛岡市) 令和4年3月31日付認可
- 4 各種学校の収容定員に係る学則変更認可について
盛岡市医師会附属盛岡准看護学院 (盛岡市) 令和4年3月28日付認可

(案)

学 第 号
令和4年 月 日

各私立学校設置学校法人理事長
各 私立 学 校 長
(高 ・ 特)

} 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の収容定員に係る学則変更の取扱いについて

このことについて、他県の取扱いや文部科学省の見解を踏まえて、これまでの取扱いを変更し、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、今後の申請に当たっては、下記により手続を進めてください。

記

1 取扱いの変更内容

(1) これまでの取扱い

高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の設置については、法令により届出事項とされていることから、専攻科の設置に伴う収容定員の変更についても届出事項として取り扱ってきたもの。

(2) 変更後の取扱い

専攻科の設置は届出事項であるが、専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更については、認可事項として取り扱うこととするもの。

また、専攻科設置後に専攻科の収容定員を変更する場合も認可事項として取り扱うこととするもの。

2 変更後の取扱いの実施時期

令和5年4月1日以後にされる収容定員の変更に係る学則変更の認可申請から適用する。

3 申請書等の提出期限

(1) 専攻科の収容定員に係る学則変更

ア 収容定員変更計画書

変更予定日の属する年度の前々年度の1月末日

(岩手県私立学校認可事務取扱要領(昭和62年8月25日総務部長決裁)第3条)

イ 収容定員の変更に係る学則変更認可申請書

変更しようとする年度の前年度の7月31日

(学校教育法施行細則(昭和51年岩手県規則第6号)別表)

(2) 専攻科の設置届

開設予定日の前年の11月末日

【担当】私学振興担当

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

(参考)

1 令和5年4月1日に専攻科を設置する場合

令和4年11月末日までに専攻科の設置届及び令和5年1月末日までに専攻科の設置に伴う学校の目的等変更届(学則の変更)を提出しなければならない。

手続	令和4年度				令和5年度
	4月	8月	12月	3月	
専攻科設置	届出提出		受理		専攻科設置
学校の目的等変更(学則変更)	届出提出(1月末日まで)			受理	学則変更

2 令和6年4月1日に専攻科を設置する場合

(1) 専攻科設置に伴い収容定員が増える場合

- 令和5年1月末日までに収容定員変更計画書を提出し、私学審議会の協議を経て、了承の通知を受けなければならない。
- 当該収容定員変更計画が了承された後、令和5年7月末日までに専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更の認可申請を行い、私学審議会の諮問を経て、認可を受けなければならない。
- 当該学則変更について認可を経た後、令和5年11月末日までに、専攻科の設置届を提出しなければならない。

手続		令和4年度		令和5年度			令和6年度
		2月	4月	8月	12月	3月	
専攻科設置				届出提出	受理		専攻科設置
学則変更	収容定員変更計画書	変更計画書提出	審議会承認	通知			
	収容定員学則変更認可			変更認可申請書提出	審議会承認	認可	学則変更

(2) 専攻科設置に伴い収容定員が増えない場合

- 令和5年7月末日までに専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更の認可申請を行い、私学審議会の諮問を経て、認可を受けなければならない。
- 当該学則変更について認可を経た後、令和5年11月末日までに、専攻科の設置届を提出しなければならない。

手続		令和4年度		令和5年度			令和6年度
		2月	4月	8月	12月	3月	
専攻科設置				届出提出	受理		専攻科設置
収容定員学則変更認可				変更認可申請書提出	審議会承認	認可	学則変更